

川崎市公告第262号

次の市有財産について、一般競争入札による貸付けを実施します。

令和8年1月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 入札物件（証明写真撮影機設置場所一時貸付物件）

一般競争入札に付す一時貸付物件、予定価格（最低貸付料）等は、次の表のとおりです。

物件番号	所在地 貸付場所	施設管理者の 問合せ先	貸付面積 [m ²]	最低貸付料 [円／月]	入札保証金 納付額 (円)
1	川崎市麻生区万福寺 1-5-1 麻生区役所 2階	麻生区役所まちづくり 推進部総務課 044-965-5110	0.75	30,000	36,000

2 一般競争入札参加資格

次の（1）から（10）までに該当する方は、入札に参加することができません。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- （2）川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中である者
- （3）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中である者
- （4）国税又は川崎市税の未納がある者
- （5）「令和7年度一般競争入札による市有財産（証明写真撮影機設置場所）一時貸付けの案内書」に定める条件及び法令等を遵守し、「借受人が一時貸付物件（入札物件）に証明写真撮影機を設置し、貸付期間中継続して営業・運営する事業」（以下「証明写真撮影機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有しない者
- （6）令和5年度及び令和6年度において、証明写真撮影機設置運営事業の実績を有しない者
- （7）川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- （8）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者及び警察当局から排除要請がある者

- (9) 委託契約その他の契約に当たり、その相手方が(7)又は(8)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- (10) 一般競争入札参加申込みに必要な書類を提出しない者

3 契約上の主な条件

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までです。

(3) 一時貸付物件の用途指定

一時貸付物件は、証明写真撮影機設置運営事業の用途に供さなければなりません。

(4) 禁止事項

- ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。
- イ 一時貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置することはできません（施設管理者が、電気の供給のために工作物の設置の必要があると認める場合を除く。）。
- ウ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。
- エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。
- オ 一時貸付物件において公序良俗に反する用に供することはできません。

(5) 資料の提出等

- ア 川崎市が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に一時貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、川崎市は借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。この場合、借受人は必ず川崎市に協力しなければなりません。
- イ 借受人は、設置した証明写真撮影機について、月ごとの売上高等の実績を川崎市に提出しなければなりません。

(6) 違約金

前記(3)から(5)までの条件に違反した場合には、契約金額（貸付料総額）の100分の30に相当する額を違約金として川崎市に支払わなければなりません。

(7) 一時貸付物件の引渡し及び返還

一時貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿の状態で引き渡します。

返還は、引渡し時点と同じ状態の原状に回復して行わなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することができる事が明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

4 入札案内書（入札参加申込書を含む。）の配布

本件入札に参加を希望する者には、次により入札案内書（入札参加申込書等）を配布します。

（1）配布場所

ア 電子データでの配布

川崎市ホームページの「貸付募集案内（令和7年度）」に掲載します。

ホームページURL：<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000177396.html>

イ 印刷物での配布

川崎市麻生区役所まちづくり推進部総務課（麻生区役所3階）

〒215-8570

川崎市麻生区万福寺1-5-1

電話 044-965-5110

（2）配布期間 令和8年1月30日（金）から令和8年2月6日（金）まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午～午後1時を除く。）

5 一般競争入札参加申込みに必要な書類

（1）申込者が法人の場合

ア 入札参加申込書

イ 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書

ウ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

エ 代表者の印鑑証明書（法務局に届け出た印鑑の証明書）

オ 国税の納税証明書

（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）

カ 川崎市税の納税証明書（川崎市内に本社又は事業所がある法人の場合のみ）

（ア）法人市民税

申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）。

（イ）固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

令和5年度及び令和6年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）。

キ 財務諸表（写し・直前決算2事業年度分）

損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書を提出すること。

ク 令和5年度及び令和6年度に証明写真撮影機設置運営事業を行った実績を申告す

る書類

ケ 入札保証金を免除するための書類

入札保証金の免除を希望する場合には、令和5年度及び令和6年度に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結していることが確認できる契約書等の写し（提出した場合は入札保証金を免除します。提出しない場合は上記1の入札保証金の納付が必要です。）。

（2）申込者が個人の場合

ア 入札参加申込書

イ 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書

ウ 印鑑登録証明書

エ 国税の納税証明書

（その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）を提出すること。

オ 川崎市税の納税証明書（川崎市内に住所等を有する方のみ）

（ア）市民税・県民税

令和5年度及び令和6年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）。

（イ）固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

令和5度及び令和6年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）。

カ 身分証明書等

破産者でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）を提出すること。

キ 登記されていないことの証明書

成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出すること。

問合せ先 東京法務局後見登録課 電話03-5213-1360

横浜地方法務局戸籍課 電話045-641-7464

ク 確定申告の際の提出書類一式（写し・直前決算2年間分）

ケ 令和5年度及び令和6年度に証明写真撮影機設置運営事業を行った実績を申する書類

コ 入札保証金を免除するための書類

入札保証金の免除を希望する場合には、令和5年度及び令和6年度に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結していることが確認できる契約書等の写し（提出した場合は入札保証金を免除します。提出しない場合は上記1の入札保証金の納付が必要です。）。

6 入札参加申込書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、上記 5 に記載された書類を次により提出しなければなりません。

- (1) 提出場所 上記 4 (1) イに同じ
- (2) 提出期間 令和 8 年 1 月 30 日 (金) から令和 8 年 2 月 6 日 (金) まで
(土曜日、日曜日及び休日を除く。)
午前 9 時から午後 4 時まで (正午～午後 1 時を除く。)
- (3) 提出方法 持参又は、郵送

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、上記 2 の各号のいずれかに該当したときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

8 入札の手続等

次により入札を執行します。

- (1) 入札の方法
入札は単価で行いますので、入札金額は月額貸付料（消費税相当額を除いた額）を記入してください。入札書の提出は持参によるものとします。
 - ア 入札書の提出日時
令和 8 年 2 月 27 日 (金) 午前 10 時
 - イ 入札書の提出場所
麻生区役所 4 階 第 4 会議室
川崎市麻生区万福寺 1-5-1
- (2) 入札保証金
上記 1 のとおり。ただし、入札に参加する資格を有する者で過去 2 箇年の間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことが確認できる場合は、免除します。
- (3) 開札の日時 前記 (1) アに同じ
- (4) 開札の場所 前記 (1) イに同じ
- (5) 落札者の決定等
落札候補者は、最低貸付料以上の価格をもって有効な入札を行った方のうち最高の価格をもって入札を行った方とします。
また、落札候補者となるべき方が 2 人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札候補者を決定します。落札候補者となるべき方はくじ引きを辞退することはできません。
- (6) 入札の無効

入札案内書及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 契約条項 | 入札案内書に記載のとおりです。 |
| (2) 契約書等作成の要否 | 要 |
| (3) 契約保証金 | 契約金額の10分の1以上（円未満切上げ）とします。 |
| (4) 契約の締結 | 令和8年3月中 |
| (5) 契約の締結 | 本件契約を締結しない場合、落札は無効となります。 |
| (6) 貸付料の支払い | 入札案内書に記載してあります。 |

10 その他

- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。
- (2) 詳細は入札案内書によります。
- (3) この公告に関する問合せ先は、上記4（1）イに同じです。